

賞金・諸手当・事故見舞金・抹消給付金・付加金

賞金・諸手当

日本中央競馬会の平成29年度競馬番組を参照。今後の改正により金額等に変更が生じる場合もございます。

本賞

1着から5着には下表の通り本賞が交付されます。

	1着	2着	3着	4着	5着
2歳新馬競走	700万円	280万円	180万円	110万円	70万円
3歳新馬競走	600万円	240万円	150万円	90万円	60万円
2歳未勝利競走	500万円	200万円	130万円	75万円	50万円
3歳未勝利競走	500万円	200万円	130万円	75万円	50万円
2(3)歳500万下(一般競走)	720万円	290万円	180万円	110万円	72万円
2歳500万下(特別競走)	1,000万円	400万円	250万円	150万円	100万円
3歳500万下(特別競走)	1,000万円	400万円	250万円	150万円	100万円
3(4)歳上500万下(一般競走)	750万円	300万円	190万円	110万円	75万円
3(4)歳上500万下(特別競走)	1,050万円	420万円	260万円	160万円	105万円
3(4)歳上1000万下(一般競走)	1,050万円	420万円	260万円	160万円	105万円
3(4)歳上1000万下(特別競走)	1,500万円	600万円	380万円	230万円	150万円
3(4)歳上1600万下(特別競走)	1,820万円	730万円	460万円	270万円	182万円
2歳オープン競走【最高額】	1,600万円	640万円	400万円	240万円	160万円
3歳オープン競走【最高額】	1,900万円	760万円	480万円	290万円	190万円
3(4)歳オープン競走【最高額】	2,400万円	960万円	600万円	360万円	240万円
GⅢ競走【最高額】	4,100万円	1,600万円	1,000万円	620万円	410万円
GⅡ競走【最高額】	7,000万円	2,800万円	1,800万円	1,100万円	700万円
GⅠ競走【最高額】	30,000万円	12,000万円	7,500万円	4,500万円	3,000万円

距離別出走奨励賞

重賞、障害競走を除く芝1,800m以上の3(4)歳以上1000万下、1600万下、オープン競走及び500万下の特別競走に出走した場合には下表の通り距離別出走奨励賞が交付されます。

	距離	1着	2着	3着	4着	5着	6着	7着	8着
3(4)歳上1000万下、1600万下、オープン競走	1,800m超	240万円	40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%
	1,800m	120万円							
3(4)歳上500万下(特別競走)	1,800m超	120万円	40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%
	1,800m	60万円							

※2～8着は1着の金額に表内の比率を乗じて得た額が交付されます。

内国産馬所有奨励賞

内国産馬奨励賞

下欄に定める平地競走の出走馬がサラブレッド系の内国産馬であった場合は下表の通り内国産馬奨励賞が交付されます。

	1着	2着	3着	4着	5着
GⅠ競走	300万円	120万円	75万円	45万円	30万円
その他の重賞競走	150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
重賞競走以外のオープン競走	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
1,600万下競走	70万円	28万円	18万円	11万円	7万円
1,000万下競走	50万円	20万円	13万円	8万円	5万円
500万下競走	40万円	16万円	10万円	6万円	4万円
2歳新馬競走	140万円	56万円	35万円	21万円	14万円
2歳未勝利競走	110万円	44万円	28万円	17万円	11万円
3歳新馬競走	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
春季3歳未勝利競走	80万円	32万円	20万円	12万円	8万円
夏季3歳未勝利競走	40万円	16万円	10万円	6万円	4万円
秋季3歳未勝利競走	20万円	8万円	5万円	3万円	2万円

内国産牝馬奨励賞

下欄に定める平地競走の出走馬が内国産の牝馬であった場合は下表の通り内国産牝馬奨励賞が交付されます。

	1着	2着	3着
2歳新馬競走	120万円	48万円	30万円
2歳未勝利競走	70万円	28万円	18万円
3歳新馬競走	60万円	—	—
春季3歳未勝利競走	30万円	—	—

※牝馬限定競走の場合には交付されません。

出走奨励金

6着馬から8着馬(重賞のみ6着馬から10着馬)には1着の本賞金額に【表1】の比率を乗じて出走奨励金が交付されます。1万円未満は四捨五入。

【表1】

	6着	7着	8着	9着	10着
重賞	8%	7%	6%	3%	2%
その他の競走	8%	7%	6%	—	—

※下記対象競走については、上記の規定に加え、別に定める出走奨励金が交付されます。

- ・日本中央競馬会が指定するGⅡ競走
- ・ワールドオールスタージョッキーズ
- ・有馬記念
- ・ヤングジョッキーズシリーズ

【表2】

		右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬及び未勝利競走	
		芝	ダート	芝	ダート
オープン競走以外の平地競走	1,400m未満	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m以上2,000m未満	4秒	5秒	3秒	4秒
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒	5秒
特別競走以外の障害競走		8秒	10秒	—	—

※当該競走の1着馬の競走に要した時間より【表2】に定める時間を超えて決勝線に到達した場合には交付されません。

※裁決委員が不適当と認めた場合には交付されません。

※上記以外にも規定により減じて交付される場合及び交付されない場合がございます。

付加賞

特別登録料は総額を1着馬:2着馬:3着馬に7:2:1の割合で案分して付加賞として交付されます。

特別出走手当

下欄に定める競走に出走した場合は下表の通り特別出走手当が交付されます。

重賞競走	425,000円
重賞競走以外の特別競走	416,000円
1勝以上の競走(一般競走)	412,000円
新馬及び未勝利競走	400,000円

※芝1,800m以上の3(4)歳以上の平地競走に出走した場合は50,000円を加えて交付されます。※障害競走に出走した場合は10,000円を加えて交付されます。

※2歳の新馬競走及び未勝利競走に出走した場合は20,000円を加えて交付されます。

※競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に取得賞金200万円以上500万円以下の6歳以上馬が出走した場合は120,000円を減じて交付されます。

※以下の場合は半額が交付されます。

・平地競走に出走した取得賞金200万円未満の5歳馬。

・第4回東京、第4回京都競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬及び未勝利馬。

※競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走において当該競走の1着馬が要した時間より【表2】に定める時間を超えて8着より後の着順となった場合は上記の規定による金額の半額が交付されます。

※以下の場合は交付されません。

・平地競走に出走した4歳以上の未出走馬及び未勝利馬。

・平地競走に出走した取得賞金200万円未満の6歳以上馬。

・第3回新潟、第3回福島、第4回中京競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬及び未勝利馬。

・失格、裁決委員が不適当と認めた場合。

※上記以外にも規定により減じて交付される場合及び交付されない場合がございます。

事故見舞金

日本中央競馬会の施設内における不慮の事故には事故見舞金が支給されます。中央競馬馬主相互会の平成29年度競走馬事故見舞金支給規程を参照。今後の改正により金額等に変更が生じる場合もございます。

事故見舞金

番号	事故の種類	見舞金の額
1	競走中の事故により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合	615万円
2	調教中又は輸送中の事故により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合	600万円
3	競走中の事故により競走の用に供することができなくなった場合	575万円
4	調教中又は輸送中の事故により競走の用に供することができなくなった場合	570万円
5	競走中の事故により事故発生の日から12ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	370万円
6	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から12ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	365万円
7	競走中の事故により事故発生の日から9ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	335万円
8	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から9ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	330万円
9	競走中の事故により事故発生の日から6ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	290万円
10	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から6ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	285万円
11	競走中の事故により事故発生の日から3ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	225万円
12	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から3ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	220万円
13	競馬会の施設内において、法定伝染病以外の疾病又は負傷により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて、安楽死の処置がなされた場合(第15号に該当する場合を除く)	585万円
14	競馬会の施設内において馬伝染性貧血により死亡し、又は殺処分された場合	500万円
15	競馬会の施設内において、法定伝染病又は天災地変、火災、落雷、暴動等により死亡し、又は安楽死の処置がなされた場合(第14号に該当する場合を除く)	585万円
16	競馬会の施設内において発生した四肢その他の故障により中央競馬の競走馬として不適当と認められ、競走馬登録を抹消する場合(前各号に該当する場合を除く)	70万円
17	競馬会の施設内において発生した腱炎(屈腱炎を除く)、関節炎、蹄病、骨瘤、骨膜炎、眼病、鼻出血、心房細動、肺炎、胸膜炎、フレグモーネ、肩跛行及び寛跛行により、ひき続き6ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなかった場合	150万円 (未出走馬には支給しない) (通算して3回目以上の場合) 75万円
18	競馬会の施設内において発生した屈腱炎により9ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	295万円

※第3号から第12号までの事故とは骨折、脱臼、外傷又は腱断裂をいいます。

※第16号の見舞金の支給対象は平成16年4月1日から平成18年10月31日までに競走馬登録が抹消されたことに伴い、改正前の競走馬事故見舞金支給規程における第16号第1項に定めるB支給を受けたことがある馬に限りです。

※再び中央競馬の競走に出走しなかった場合には第17号は支給されません。

※競走馬登録を受けてから3ヶ月(地方競馬全国協会の馬の登録を受けたことがある馬は6ヶ月)を未経験の場合及び在厩日数が通算して30日未満の場合には第18号は支給されません。

※上記以外にも規定により減じて支給される場合及び支給されない場合がございます。

抹消給付金・付加金

日本中央競馬会の競走馬登録を抹消する場合は抹消給付金、抹消給付金付加金が支給されます。中央競馬馬主相互会の平成29年度競走馬登録抹消給付金支給規程、競走馬登録抹消給付金付加金支給規程を参照。

今後の改正により金額等に変更が生じる場合もございます。

		抹消給付金付加金							
抹消給付金	抹消時期	2歳	3歳1月1日～6月2日	3歳6月3日～12月31日	4歳	5歳1月1日～6月2日	5歳6月3日～12月31日	6歳以上	
		出走有無	(100万円)		(60万円)		(30万円)		
	5走以上(105万円)	205万円		165万円		135万円			
	3・4走(85万円)	185万円		145万円		115万円			
	1・2走(65万円)	165万円		125万円		95万円			
	未出走(30万円)	130万円		90万円		60万円			

※平成29年度より抹消時の平地における競走条件がオープン、1600m下の場合も抹消給付金付加金支給対象となりました。

※在厩日数が通算60日未満の場合には支給されません。

※以前に対象となった場合には支給されません。

※競走馬事故見舞金支給規程における第1号から第4号まで又は第13号から第15号の対象となる場合には支給されません。

※上記以外にも規定により減じて支給される場合及び支給されない場合がございます。